

税金は納期限内に必ず納めましょう!

〒028(677)6035 税務課納税係 ☎

町民の皆さんから納めていただく税金は、福祉や教育など身近な行政サービスに使われたり、道路整備や産業振興に使われたりするお金です。税金は、決められた納期限内に納めましょう。

納期限内に納められていない場合の町の対応

①督促状の送付

納期限を過ぎても完納とならない場合、納期限後20日以内に納付書付の督促状を送付します。

②催告書の送付

督促状を受け取っても納付が確認できない場合、文書で催告します。

③財産調査と差押え

繰り返し納税のお願いをしても納付が確認できない場合は、財産調査を行い、差押えを行います。

今年度納期限を迎える町税等は次のとおりです。

- 固定資産税4期分……12月2日(月)
- 町県民税4期分……12月25日(水)
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 5期分……12月2日(月)
- 6期分……12月25日(水)
- 7期分……令和2年1月31日(金)
- 8期分……令和2年3月2日(月)

※納付書で納める人は納付書の確認を、口座振替の人は口座残高の確認をお願いします。

行政サービスの提供制限

町税等を滞納している場合、行政サービスの提供を制限します。詳しくは、補助金等を扱っている担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。



行政サービスの提供が制限される者

現年度以外の町税等を納めていない世帯・個人



対象となる行政サービス

補助金や助成金交付に関する38事業

※町ホームページ <http://www.tochigi-haga.lg.jp>

便利な納付の仕方

コンビニエンスストアでの納付

受け取った納付書を使って、納期限内であれば24時間いつでも納付できます。

口座振替での納付

銀行やJA、郵便局にお持ちの口座から、納期限日に自動的に引き落としを行います。事前登録が必要です。手続きは、口座の登録印鑑と通帳を持参の上、町税務課または金融機関窓口をお願いします。



海なし県でも海を汚してしまいます! ごみはポイ捨てしないで きちんと処理やリサイクルを!

〒028(677)6041 環境対策課環境対策係 ☎

ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが、大量に海に流れ出て環境を汚し、生き物にも悪影響を及ぼしています。このままだと2050年には、海のプラスチックごみは魚の量を上回ると予想されています。

環境省の調査によると、平成28年度に日本の海岸で回収された漂着ごみはおよそ3万トンあり、その中でも国内から出たプラスチックごみが最多です。※政府広報オンラインから一部抜粋

栃木県には海はありませんが、ごみは川に流れ出ると海まで汚してしまいます。町民の皆さんも、 unnecessaryなものは増やさず、ごみはきちんと分別して、ポイ捨ては絶対しないようお願いします。

ポイ捨てや屋外で放置されたプラスチックごみが散乱

雨や風によって、川へ流れて海へ



漂流ごみ

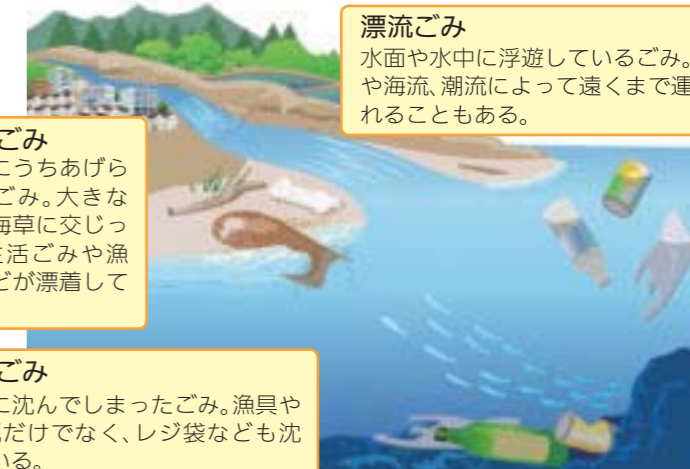
水面や水中に浮遊しているごみ。風や海流、潮流によって遠くまで運ばれることもある。

漂着ごみ

海岸にうちあげられたごみ。大きな木や海草に交じって、生活ごみや漁具などが漂着している。

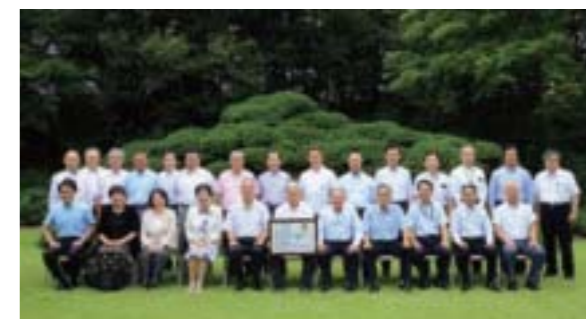
海底ごみ

海底に沈んでしまったごみ。漁具や缶・瓶だけでなく、レジ袋なども沈んでいる。



栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、8月27日(火)栃木県と県内全25市町は「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行いました。町は、 unnecessaryな使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図っていきます。



町民の皆さんへのお願い

プラスチックの3R「リデュース(ごみになるものを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(原材料として再利用する)」のほか、**プラス3R**を意識した行動をお願いします。

Rethink(リシンク)

本当に必要なものかどうかよく考える(そのレジ袋、スプーンやフォークは本当に必要ですか?)

Refuse(リフューズ)

unnecessaryなものはきちんと断る(いらぬものを増やさない)

Refine(リファイン)

捨てるときは分別する(リサイクルのことを考えて手間をかける)

★プラスチックごみを減らすために行動を!

- マイバックやマイボトル、マイ箸を持ち歩き、レジ袋やプラスチック製食器の使用を減らす
- 小分けにするポリ袋の使用を減らす
- 詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選ぶ
- 買い物ときには簡易包装を頼む
- 海・川・山や屋外で出たごみは持ち帰る
- ごみは分別して出し、ポイ捨てや不法投棄はしない